地球温暖化対策集中プロモーション・キャンペーン運営等業務委託 企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県が実施する、地球温暖化対策集中プロモーション・キャンペーン 運営等業務委託に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものです。

1 業務概要

(1) 業務名 地球温暖化対策集中プロモーション・キャンペーン運営等業務委託

(2) 委託期間 契約締結の日から令和7年3月21日(金)まで

(3) 業務内容 別添仕様書のとおり

(4) 委託額の上限 2,128,500円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 実施スケジュール

(1) 企画提案競技実施要領等の公開 今和6年4月15日(月)

(3) 上記質問に対する回答期限 今和6年5月10日(金)

(4) 参加資格確認申請書の提出期限 令和6年5月17日(金)午後5時

(5) 参加資格確認結果の通知 令和6年5月21日(火)

(6) 企画提案書等の提出期限 令和6年5月28日(火)午後5時

(7) 審査委員会の実施 令和6年6月上旬

(9) 契約締結 令和6年6月下旬

3 参加資格に関する事項

本業務に関する企画提案競技に参加することができる者は、次に掲げる参加資格要件の全てを満たす者で、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 秋田県内に本社、支社、支店又は営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者 若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続 開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更 生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法 第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、秋田県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。 以下同じ。)、暴力団又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 本業務の実施について、秋田県の要求に応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応することができる体制を整えていること。
- (7) 本業務の遂行に際し、関連法令等を遵守し、的確に遂行することができる能力を有する者であること。

4 手続等に関する事項

(1) 事務局

秋田県生活環境部 温暖化対策課 調整・省エネルギーチーム

住 所 〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電 話 018-860-1573(直通)

メールアドレス en-ondanka@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技説明会

説明会は、開催しない。応募に必要な書類は秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、様式1の質問書により受け付ける。

- (ア) 受付期間:令和6年4月26日(金)正午まで
- (イ) 受付場所:(1)に同じ。
- (ウ) 提出方法:電子メールに限る。
- (エ)回答方法:質問及び回答事項をとりまとめの上、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載する。
- (才) 掲載期日: 随時掲載(最終掲載: 令和6年5月10日(金)午後5時)
- (4) 参加資格の確認

本業務に関する企画提案競技に参加しようとする者は、次の参加資格確認申請書類を 提出期限までに事務局に持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければな らない。

- (ア) 参加資格確認申請書類
- ①(様式2)企画提案競技参加資格確認申請書
- ②(様式3)会社概要表
- ③(様式4)参加資格確認申請受付票
- ④(様式5)加点措置評価資料提出票

⑤加点措置の実施内容を確認できる書類

⑤-1 「環境配慮」に関する書類 1部

企画提案競技審査票のうち、「配点票(環境配慮)」に該当する場合は、以下の書類を提出してください。

- ・「ISO14001」、「エコアクション21」、「あきたゼロカーボンアクション宣言」、「あきたSDGsパートナー」のうち該当するものの登録証の写し
- ⑤-2「賃金水準の向上」に関する書類 1 部

企画提案競技審査票のうち、「配点票(賃金水準の向上)」に該当する場合は、以下の書類を提出してください。

- ・直近年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」 ※令和6年の場合は、直近年の令和5年及びその前年の令和4年。
- ・事業者が給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率について事前 に割合を計算した資料(任意様式)
- ⑤-3「女性の活躍推進」に関する書類 1 部 企画提案競技審査票のうち、「配点票(女性の活躍推進)」に該当する場合は、以 下の書類を提出してください。

一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業
	主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	都道府県知事が交付するえるぼしチャ
	レンジ企業認定通知書の写し
法令に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし、く	労働局長が交付する認定通知書の写し
るみん、プラチナくるみん、ユースエール)	
都道府県知事表彰の受賞(女性の活躍推進企業	表彰状の写し(写真可)
表彰、子ども・子育て支 援知事表彰、男女共同参	
画社会づくり表彰)	

- (イ) 提出期限:令和6年5月17日(金)午後5時まで
 - ・持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に事務局に提出のこと。
 - ・郵送の場合は、書留にて提出期限までに事務局に必着のこと。
- (ウ) 提出期限までに提出しない者又は企画提案競技参加資格が認められなかった者は、 企画提案競技に参加することができないものとする。
- (エ) 参加資格の確認は、(イ)の提出期限の日をもって行う。
- (オ)参加資格の確認結果は、令和6年5月21日(火)までに電子メール及び書面により 通知する。
- (カ) 参加資格確認申請書類に虚偽記載があった場合は、参加資格を取り消す。
- (5) 参加資格の喪失及び辞退
 - (ア)(4)により参加資格の確認を受けた者(以下「参加者」という。)は、参加資格確認後に参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。

- (イ)参加資格確認後に都合により参加を辞退する場合は、(様式6)企画提案競技参加 辞退届)を提出すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出

企画提案書(様式7)は、次により提出すること。

- (ア) 企画提案書は、業務委託仕様書及び別紙「企画提案の例示等について」を熟読して作成することとし、重視する点やコンセプト、独自の提案等について記載すること。
- (イ) 企画提案書のサイズ等は、原則としてA4判とする。
- (ウ) 提出できる企画提案書は、1案とする。
- (エ) 委託業務を履行期限までに実施するためのスケジュールと実施体制を記載すること。
- (オ) 委託業務を実施するために必要な経費(消費税及び地方消費税を含む。)とその積 算内訳を記載すること。
- (カ) 提出部数は、各6部とする。
- (キ) 提出方法及び場所は、事務局に持参し、又は郵送するものとする。
- (ク) 提出期限は、令和6年5月28日(火)午後5時とし、郵送の場合は同日内に事務局 必着とする。
- (ケ) 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなす。
- (コ) 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、引き換え又は撤回することができないものとする。
- (7) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- (ア) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心り留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案
- (イ) 誤字、脱字等により必要事項を確認することができない提案
- (ウ) その他企画提案競技に関する条件に違反した提案

5 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

企画提案の審査は、別添「企画提案競技審査基準」に基づき、審査委員会が行う。なお、企画提案の実施に要する費用の総額が委託額の上限を上回った場合には、審査の対象とはならない。

(2)審査方法

(ア)審査は、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングにより行い、その総得点が基準点に達している参加者のうち、第1順位者を委託候補者とする。

結果は、決定後速やかに各参加者に書面で通知する。ただし、提案された内容が、 事業の目的を達成するために十分な水準に達していないと審査員が判断した場合には、 委託候補者を選定しないことがある。

(イ) プレゼンテーション及びヒアリングの実施日時及び場所 各参加者のプレゼンテーションの実施日時及び会場は、参加資格の確認結果を通 知する際に連絡するものとする。

(3) 苦情申立て

審査結果に関して不服がある場合には、当該通知の日の翌日から起算して2日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する秋田県の休日を除く。)以内に契約担当者に対して書面(任意様式)により申立てをすることができる。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金

受託者は、秋田県財務規則(昭和39年秋田県財務規則第4号)第177条第1項の規定により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として秋田県に納付する必要がある。ただし、同規則第178条第3号の規定により、契約の相手方が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 企画提案の取扱い

企画提案書等に記載された事項は、委託業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として 扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、秋 田県と委託候補者との協議により契約締結段階において内容を追加、変更又は削除し、 委託内容を確定させるものとする。また、委託契約額は、受託予定業者との協議により別 途決定する。

7 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及 び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しな ければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執 行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又 は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

(1) 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通

貨に限る。

- (2) 企画提案書等の取扱い
 - (ア) 参加者が秋田県に提出した企画提案書等の提出書類(以下「提出書類」という。)に 含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
 - (イ) 提出書類は、返却しない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象とっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- (4) 参加者が本件企画提案に要した費用は、参加者の負担とする。

地球温暖化対策集中プロモーション・キャンペーン運営等業務委託に係る

企画提案の例示等について

※留意事項

ここで例示する事例は、あくまでも本業務委託に係る提案内容を検討する際に参考として示す情報であり、例示した事例に近い内容を評価するものではありません。

1 集中プロモーション期間の愛称及びキャッチコピーの作成

世界的に脱炭素化に向かっている流れを県民に自分事として意識してもらうことを重視した愛称とキャッチコピーを提案してください。

(例 経済産業省)

「東京ビヨンド・ゼロ・ウィーク 2021 (About Tokyo"Beyond-Zero" Week 2021)」

~「カーボンニュートラル」そして「ビヨンド・ゼロ」実現~

<参考ウェブサイト URL>

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/roadmap/tokyo_be yond-zero_week/

2 暮らしの中の脱炭素アクション実践促進動画の制作・配信等

YouTube での公開、広告配信を行うことを前提に、最初の数秒間で視聴者の印象に残る表現方法、実際にアクションを促す構成の工夫等を提案してください。

(例 JCCCA 全国地球温暖化防止活動推進センター)

「恵来那家の「気がつけば きょうも温暖化!?」家族みんなで楽しいドライブの巻 気候変動・地球温暖化対策を考えるコンテンツとして制作したアニメ短編動画(2分10秒) <参考ウェブサイトURL>

https://www.youtube.com/watch?v=cBCEb6Br-x0

3 プロスポーツチームとタイアップした啓発ポスターの制作・配付等

起用するチーム及び選手は県が別で指定しますので、スポーツの種類や選手個々のキャラクター性に依らず、ポスターを見た人の印象に残りやすいデザイン、選手の起用方法、効果的な PR に繋がる配付先(掲示施設)等を提案してください。

(例 海上保安庁 第九管区海上保安本部)

管区内に本拠地を置くプロスポーツチームとのコラボポスター(3種類)

海上保安官募集・海難事故防止・海上保安庁緊急通報ダイヤル"118番"

<参考ウェブサイト URL>

https://www.kaiho.mlit.go.jp/09kanku/information/event/

4 パンフレットデザインの制作

パンフレットで取扱う具体的なテーマは県が別に指定しますので、動画のコンセプトと合わせたデザイン、読んだ人にわかりやすく伝えるための構成の工夫等を提案してください。 (例 高知県)

「高知家ゼロカーボンアクション BOOK ライフスタイル編」

脱炭素社会推進や地球温暖化防止に向けた普及啓発素材として作成したパンフレット <参考ウェブサイト URL>高知県公式ウェブサイト

https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2022042800309/

5 暮らしに役立つ脱炭素グッズの制作

環境省公式ウェブサイトで「脱炭素につながる新たな暮らしを支える製品・サービス」として紹介されている製品等を参考に、原則として普段使いが可能なもので、利用者の性別や体型よって利用が制限される物(衣服、靴など)ではない製品を提案してください。

(例 環境省)

<参考ウェブサイトURL>公式ウェブサイト「デコ活」-取組、製品・サービス一覧 https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/#contents

6 SNS キャンペーンの実施

県民全体への波及効果を念頭にキャンペーンの訴求ターゲットを設定し、そのターゲットへのアプローチに適した SNS 媒体、キャンペーンの構成、広告、賞品、管理運営の体制等を提案してください。

(例 三重県志摩市)

「志摩市公式 instagram 投稿キャンペーン vol.5 志 摩 × 卒業旅行 編」 卒業旅行をテーマに志摩で撮影した写真の投稿を募集(抽選で3名にプレゼントを提供) <参考ウェブサイト URL>志摩市公式インスタグラムアカウント

https://www.instagram.com/shimacity_official/